

区民憲章の策定について

1. 趣旨

住民のまちづくりへの参加意欲は年々高まっており、自治体における、住民自治という観点からも行政における計画策定、事業実施、評価など、さまざまな局面において住民の参加機会を拡大してきた。

このようななか、昨年10月に、25年ぶりに区政運営の最高指針となる新たな基本構想が策定された。そこでは、さまざまな人々の地域の課題への主体的な参画が謳われており、区民一人ひとりが自らすすんで、まちづくりに取り組んでいくことが重要になっている。

そうしたことから、基本構想が策定されたこの機会に、区民が、理想とするまちの実現に向けて、その責任と行動を宣言する区民憲章策定に向けての議論を深めていく場として、区民憲章策定区民会議を創設する。ここでの議論を通して、区民が基本構想の理念を共有するとともに、自分たちの理想とするまちを自ら実現していく気運を、いっそう高めていく。

2. 区民憲章の役割

区民の暮らしのさまざまな場面で、区民が必ず持つておくべき思い、姿勢が明らかになり、区民はこういう台東区民でありたいし、そのために行動していることを内外に示すことができる。

それにより、区民の自発的な行動の喚起が期待できるほか、区民相互の協働、協調をアピールする機会ともなる。

3. 区民憲章策定区民会議

広報たいとうや区のホームページ、ケーブルテレビ、町会回覧を活用した公募による22名の区民を中心に、区議会議員（8名）、学識経験者（3名）を含め33名から構成されている。

本会議では、委員の自主的な運営により、区民憲章の策定に向けた議論や検討を行ない、その委員の中から選出する分科会や起草委員会の運営なども検討していく。